

第2次袖ヶ浦市環境基本計画 年次報告書

令和4年度版
(令和3年度の取組)

袖ヶ浦市

環境保全都市宣言

私たちは、きれいに澄んだ小川、さわやかな青空、野や山の緑、このような美しい自然に囲まれ、都市としての機能の充実した生活環境のなかで、うるおいとやすらぎのある、快適な生活が送れるまちに住みたいと願う。

近年のめざましい産業の発展と都市化の進展は、より高度な文化的な生活など、私達の市民生活に大きな恩恵をもたらした。

一方、市民の快適な環境に対する志向が高まり自然と調和のとれた質の高い生活環境の整備が重要となってきている。

今や環境問題は、一個人一地域の問題にとどまらず、宇宙船地球号の中で私たちは地球的規模で考えた行動が求められている。

このため、行政、市民及び事業所が一体となり自らの手で豊かな自然環境を保全し、快適な生活環境を創造するため、市制施行の年にあたり、次の目標を掲げ、市民の総意としてここに袖ヶ浦市を「環境保全都市」とすることを宣言します。

- 1 地球的規模で考え、地域で環境を守り育てる
- 1 きれいな水を、守り育てる
- 1 きれいな空気を、守り育てる
- 1 美しい緑を、守り育てる
- 1 安らぎのある街並みを、守り育てる
- 1 リサイクル社会を目指し、環境を守り育てる

平成3年6月14日

袖ヶ浦市

目 次

第 1	環境基本計画年次報告書の趣旨	1
第 2	環境基本計画の概要	2
1	計画の趣旨	2
2	計画の位置付け	2
3	計画の期間	3
4	計画の対象範囲	3
第 3	袖ヶ浦市の概況	5
1	人口、面積等	5
2	袖ヶ浦市の環境の課題と取組	6
第 4	環境施策の推進状況	7
1	豊かな自然と共生するまち	7
2	快適で安全に生活できるまち	15
3	地球環境を思いやるまち	23
4	環境にやさしい循環型社会を形成するまち	31
5	市民参加による環境保全活動を推進するまち	39
6	環境保全のための分野横断的な施策	47
第 5	評価及び公表	49
	用語解説	50

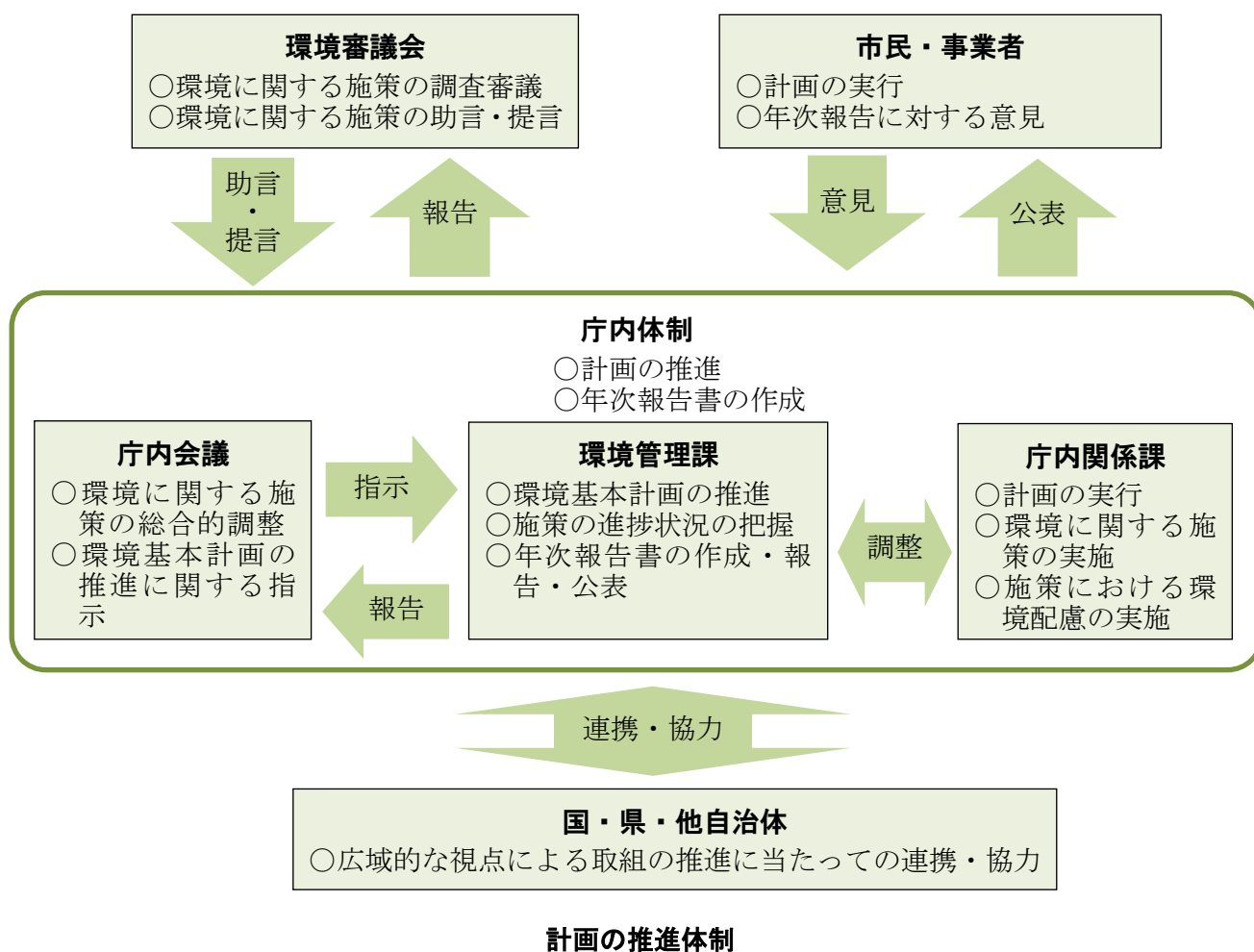
第1 環境基本計画年次報告書の趣旨

袖ヶ浦市では、平成11年に制定した袖ヶ浦市環境条例第8条に基づき、袖ヶ浦市総合計画に示す本市の将来像を、環境面から実現していくため、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画として、環境基本計画を平成15年に策定しました。また、令和2年3月には、第2次となる袖ヶ浦市環境基本計画を策定しました。

環境基本計画は、環境保全の観点において最も基本となる計画であり、その実効性を確保していくためには、計画の進行管理が重要です。

この環境基本計画年次報告書は、環境基本計画に基づき実施された施策の状況等について、点検・評価し、その結果を公表することにより、市民・事業者と情報を共有するとともに、次年度以降の取り組みや、計画の見直し検討につなげるものです。なお、報告については、環境審議会は毎年度、庁内会議は中間年度や最終年度等に行うこととします。

この報告書は、令和3年度の取組について取りまとめたものです。



第2 環境基本計画の概要

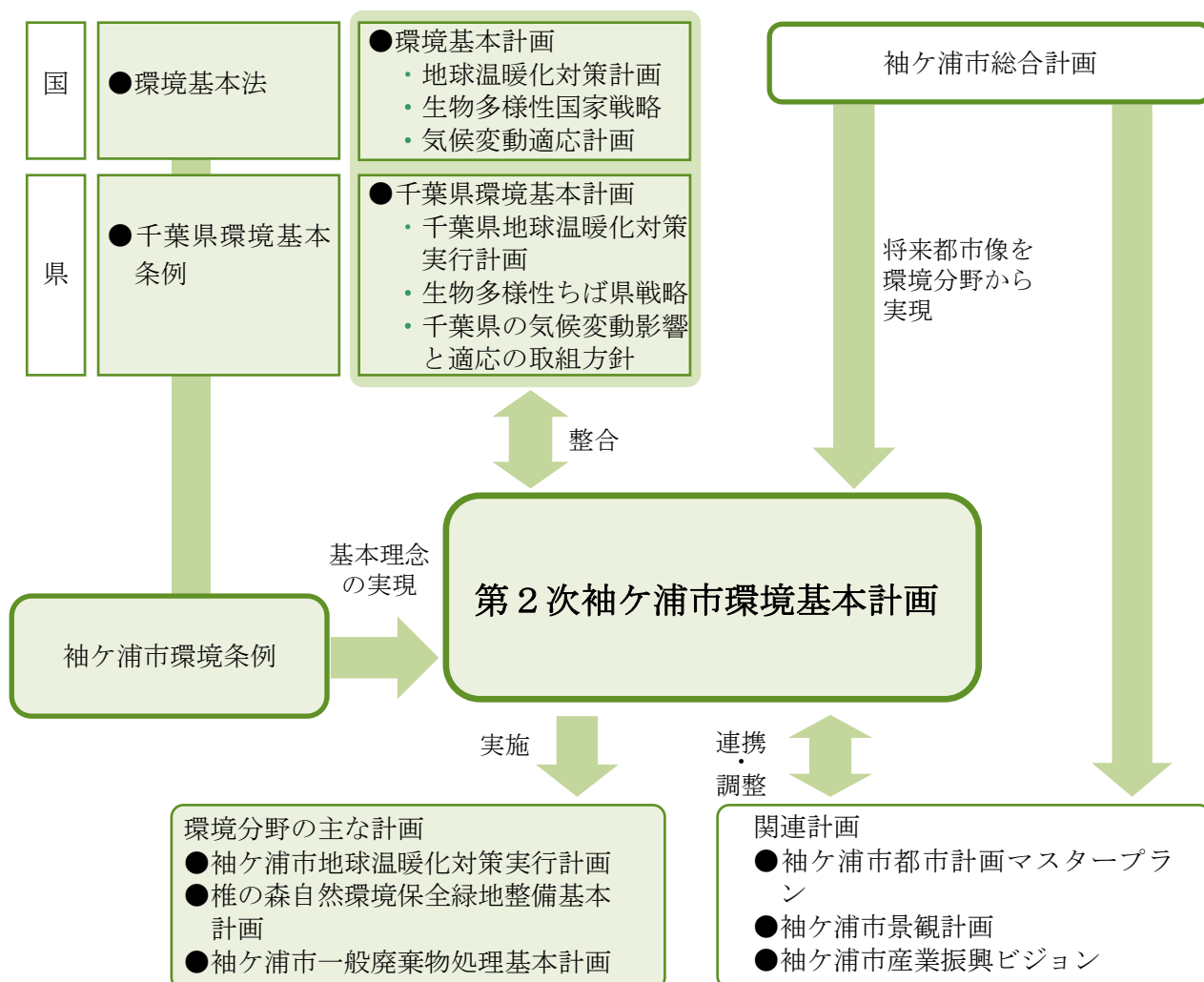
1 計画の趣旨

環境基本計画は、長期的な目標の下、市民、事業者及び行政が協働して、環境の保全に関する施策を、総合的かつ計画的に推進していくことにより、先人が残してくれた豊かな自然環境を次世代に継承するとともに、環境に関する諸問題を計画的に解決していくことを目的としています。

2 計画の位置付け

本計画は、袖ケ浦市環境条例第8条の規定に基づいて策定するものであり、本市における環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画です。また、地球温暖化対策の推進に関する法律において、市町村はその区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、実施するように努めるものとされています。

なお、計画の策定に当たっては、各関係法令や、国・県の環境基本計画、地球温暖化対策計画等を踏まえるとともに、上位計画である袖ケ浦市総合計画との整合を図っています。



3 計画の期間

環境に関する諸問題への取組は、長期的な視点に立つことが重要です。そのため、本計画の計画期間は、令和2年度から令和13年度までとしています。ただし、環境問題や社会経済の変化、科学技術の進展等により、適宜見直しを行います。

4 計画の対象範囲

本計画の対象地域は、市内全域とします。なお、今日の環境問題の中には廃棄物や放射能の問題、大気汚染や水質汚濁等の行政区域の枠を超えた広域的な対応を求められるものもあります。このような課題に対しては、本市の役割を明らかにし、国や千葉県、他自治体とも連携を図り、取組を進めていきます。

また、本計画の対象範囲は、自然環境、生活環境、地球環境、循環型社会の構築、環境意識と行動に区分し、更にその分野に含まれる環境の範囲とします。

第2次袖ヶ浦市環境基本計画の概要図

第1章 計画の基本的事項			
第1節	計画策定の趣旨	第2節	計画の位置付け
第4節	計画期間	第5節	計画の構成
第3節 計画の対象範囲			
第2章 環境問題等に対する動向			
第1節	国際的な動向	第2節	国内の動向
第3節 袖ヶ浦市の動向			
第3章 計画の目標			
第1節 袖ヶ浦市が目指す環境像			
みんなでつくる 豊かな自然と快適な暮らしが調和したまち 袖ヶ浦			
第2節 基本目標			
・豊かな自然と共生するまち ・快適で安全に生活できるまち ・地球環境を思いやるまち ・環境にやさしい循環型社会を形成するまち ・市民参加による環境保全活動を推進するまち			
第4章 目標の実現に向けた施策の展開方向			
みんなでつくる 豊かな自然と快適な暮らしが調和したまち 袖ヶ浦 基本目標 基本施策 1 豊かな自然と共生するまち (1) 水とみどりの保全 (2) 生物多様性の保全 (3) 有害鳥獣・特定外来生物への対策 (4) 景観形成の推進 2 快適で安全に生活できるまち (1) 大気環境の保全 (2) 水質・土壌・地盤環境の保全 (3) 騒音・振動・悪臭の防止 (4) 有害化学物質・放射性物質への対策 3 地球環境を思いやるまち (1) 再生可能エネルギー等の活用 (2) 省エネルギーの推進 (3) 温室効果ガスの削減 (4) 気候変動による影響への適応策の推進 4 環境にやさしい循環型社会を形成するまち (1) 3R活動等による廃棄物の減量化・資源化 (2) 廃棄物等の適正処理の推進 (3) 廃棄物等の不法投棄・ポイ捨てへの対策 (4) 建設発生土・再生土への対策 5 市民参加による環境保全活動を推進するまち (1) 環境に関する情報発信 (2) 環境学習・環境教育の推進 (3) 協働による環境保全活動の推進 (4) 市民等による環境保全活動への支援 環境保全のための分野横断的な施策 (1) 持続可能な社会を築くネットワークづくり (2) 災害時等における環境問題への対応			
第5章 計画の推進			
第1節	計画推進の基本的な考え方	第2節	計画の推進体制
第3節	各主体に求められる役割	第4節	計画の進行管理

第3 袖ヶ浦市の概況

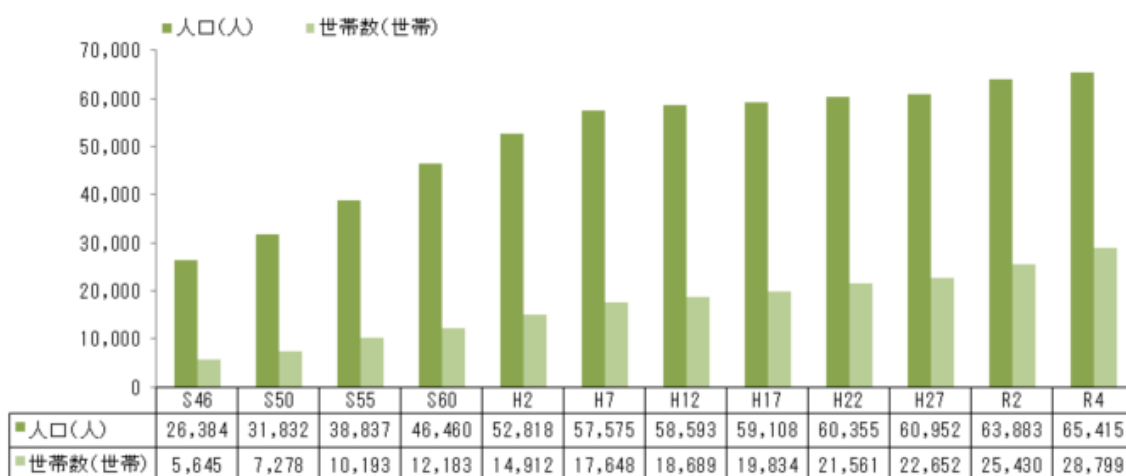
1 人口、面積等

人 口	令和4年4月1日現在	国勢調査(令和3年10月1日[確報値])
	65,415人 男 33,130人 女 32,285人	65,075人 男 32,966人 女 32,109人
世 帯 数	28,799世帯	28,389世帯
産 業 別 人 口 (平成27年国勢調査)	第1次産業 1,304人(4.4%) 第2次産業 8,095人(27.4%) 第3次産業 19,150人(64.9%) 分類不能 985人(3.3%)	
地 勢	面 積 94.93 km ² 周 囲 84.5 km 海岸線 28.7 km 広ぼう 東西 14.0 km、南北 13.5 km	
市役所の位置	東経 139度57分27秒 北緯 35度25分36秒	
平和都市宣言	平成2年6月15日採択、同年12月10日宣言	
環境保全都市宣言	平成3年3月15日採択、同年6月14日宣言	
姉妹都市	イタジャイ市(ブラジル連邦共和国 サンタカタリーナ州) 昭和54年1月31日締結	

人口・世帯数推移

※S46は10月末日現在、令和4年は4月1日現在の人口、それ以外は国勢調査による人口

人口・世帯数推移



2 袖ヶ浦市の環境の課題と取組

本市では、昭和40年代後半の高度経済成長期に入ると、臨海部が日本を代表する重化学コンビナートである京葉臨海工業地帯の一部となり、産業経済活動が飛躍的に発展しました。この過程で大気や水の汚染等による生活環境の悪化、宅地開発等による身近な自然の改変、貴重な動植物の消失等が問題となりました。

市では、工場との間で、公害防止のための協定締結や袖ヶ浦市環境条例、各種関係法令に基づき公害防止対策を進めるとともに、袖ヶ浦市緑の保全及び推進に関する条例等を制定し、開発に伴う自然環境の悪化の防止に努めてきました。その結果、産業活動に伴う環境問題の解決や自然環境の保護について、一定の成果を収めてきました。

その一方で、人口の増加に伴い、市北西部を中心に都市化が進行し、生活スタイルの変化等が進んだ結果、近年の環境問題は、自動車の排ガス、生活排水による水質汚濁、廃棄物の排出量の増大、温室効果ガスの排出等、生活による環境への負荷が大きくなってきています。

大気環境では、自動車の利用や産業活動により発生する大気汚染物質や、それらが環境中で化学反応を起こすことにより発生する光化学スモッグといった課題もあります。

さらに、海岸の埋立てや開発行為による自然環境の変化、休耕田の荒廃や人と自然との関わりの変化による在来動植物の減少や、外来種をはじめとした有害鳥獣の増加等が、私たちの身近な環境問題となっています。廃棄物の不法投棄やポイ捨て、ごみ出しのマナーや自家焼却、近隣騒音や犬の糞の放置等、個人の良識に係る環境問題もあります。

これらのことを認識し、市民、事業者、市が、社会の在り方、自らのライフスタイルを見直し、目指す環境像の実現を目指して、良識ある行動をとっていくことが必要となります。

第4 環境施策の推進状況

1 豊かな自然と共生するまち

(1) 水とみどりの保全



本市の河川は、清澄山系に源を発し、市を東西に流れ、東京湾に注ぐ小櫃川とその支流である松川、槍水川、武田川のほか、市の中心域から東京湾に注ぐ浮戸川、蔵波川、久保田川等が流れています。また、市の北西部から東部にかけては平坦な丘陵地帯に開けた畑地、南西部から南部にかけては肥沃な水田地帯が広がっており、緑豊かな自然環境を有しています。

本市では、水と緑の里である「椎の森自然環境保全緑地」や「蔵波小鳥の森」等の整備や、農業用ため池周辺の環境整備を行っていますが、更に水とみどりにふれあえる環境づくりを進めています。

また、身近なみどりとして、公共施設の緑地を適正に管理し、優れた樹木や樹林を保存するための助成制度を実施しています。

今後は、農地や森林の有する自然環境の保全に係る機能を生かすため、より多くの市民に普及啓発を行う必要があります。

<目標等に対する評価>

- ・「多面的機能支払事業活動面積」は、基準年度に比べて増加しました。
- ・「地域の水がきれいだと感じる市民の割合」は、基準年度の62.7%と比べて、60.5%となり、2.2ポイント低下しています。これは河川の水質に改善があった地点があるものの、若干悪化した地点が増加したことが要因として考えられます。
- ・「地域にみどりが多いと感じる市民の割合」は、基準年度と比べて増加しました。
- ・主な取組では、「① 水と緑の里整備」におけるボランティアの作業回数は11回、1回当たりの平均参加人数は25名、延べ参加者数は279名となり、作業回数や延べ参加者数は前年よりも減少しましたが、これは新型コロナウイルス感染症や雨天の影響があったことが要因となります。しかし、多くの方にボランティア活動に参加していただき、里山の整備が進みました。



椎の森自然環境保全緑地のボランティア活動

主な取組	令和３年度の取組状況
① 水と緑の里整備	(環境管理課) ○蔵波小鳥の森の維持管理に努めました。 ○椎の森工業団地内自然環境保全緑地について ・造成緑地草刈委託 17, 126 m ² (環境保全緑地分 600 m ² 含む。) ・ボランティア募集、軽作業の実施 (月２回) 作業回数 11 回 参加者 279 名 平均約 25 人/回
② 公共施設における緑地の適正管理	(都市整備課) 公園・緑地を適正に管理し、緑の保全に努めました。 (環境管理課) 自然環境保全緑地について、除草委託のほか、ボランティアによる除草作業などを行いました。
③ 農業用ため池周辺環境整備	(農林振興課) 草刈りや植栽管理等の維持管理を地元に委託し、良好な環境保持を図りました。
④ 農地農村の持つ多面的機能に関する普及啓発等	(農林振興課) 農地農村の有する水源の涵養、良好な景観形成等の多面的機能を維持・発揮するための普及啓発を行いました。
⑤ 保存樹木・樹林の保全	(環境管理課) ○新規指定無し 指定樹木 183 本 指定樹林 8.6 ha
⑥ 緑地保存協定の締結	(環境管理課) ○新規締結 2 者協定 1 社 3 者協定 71 社 2 者協定 124 社 緑地面積 186 ha
⑦ 緑の基本計画の策定	(都市整備課) 計画期間中の策定を目指し、調査研究を行っています。

目 標			
項目名	基準 (基準年度)	現状 (令和３年度)	目標 (目標年度)
多面的機能支払事業活動面積	945ha (平成30年度)	1,070ha	1,250ha (令和13年度)
地域の水がきれいだと感じる市民の割合	62.7% (令和元年度)	60.5%	70% (令和13年度)
地域にみどりが多いと感じる市民の割合	81.8% (令和元年度)	84.5%	現状を維持します (令和13年度)

(2) 生物多様性の保全

「千葉県レッドデータブック」によると、動物、植物ともに掲載された絶滅のおそれのある野生生物の種類は増加しており、野生生物の状況は厳しいものとなっています。

県では、生物多様性ちば県戦略を策定し、生物多様性の保全・再生やその持続的利用について、総合的かつ実践的な対策を推進しています。

市では、生物多様性に関して市民の認識度を調査したところ、その意味を含めて知っているとの回答が低い割合となっています。

生物多様性の推進を図るためには、生物多様性に関する普及啓発のみならず、多様な生物が生息できる場を整備するとともに、市内各地区の生物の生息状況を把握する必要があります。

<目標等に対する評価>

- ・「生物多様性地域戦略の策定」は、計画期間中の策定を目指して、調査研究を行っています。
- ・「生物多様性の意味を知っている市民の割合」は、基準年度の25%と比べて24%となり、1ポイント減少しています。市では、自然散策会や環境学習講座の機会を捉え、また学校等とも連携し、更なる生物多様性に関する普及啓発に努めていきます。
- ・主な取組では、「① 生物多様性に関する普及啓発」を行うため、自然散策会において、希少な動植物だけでなく、自然についても理解を深めていただきました。



トウキョウサンショウウオ



生物多様性ちばニュースレター

主な取組	令和３年度の取組状況
① 生物多様性に関する普及啓発	(環境管理課) ○自然散策会において、生物多様性に関する普及啓発を行いました。 ○窓口で生物多様性ちばニュースレター（発行：千葉県生物多様性センター）などを配布しました。
② 遊休・荒廃農地の調査活用	(農林振興課) 農地利用状況調査を実施しました。
③ 希少な野生生物の調査等	(環境管理課) ボランティア活動団体との協働により、トウキョウサンショウウオの生育等を行いました。
④ 生物多様性地域戦略の策定	(環境管理課) 計画期間中の策定を目指し、調査研究を行っています。

目 標			
項目名	基準 (基準年度)	現状 (令和３年度)	目標 (目標年度)
生物多様性地域戦略の策定	—	策定無し	計画期間中の策定を目指します
生物多様性の意味を知っている市民の割合	２５％ (平成３０年度)	２４％	６０％ (令和１３年度)

(3) 有害鳥獣・特定外来生物への対策

本市の農村部においては、イノシシをはじめとした有害鳥獣の生息数の増加に伴い、農作物等の被害が多く発生しており、捕獲頭数も増加傾向にあります。

これまでも「袖ヶ浦市鳥獣被害防止計画」により、有害鳥獣の駆除、防護柵の設置、捕獲従事者の確保等の必要な対策を講じているものの、有害鳥獣の捕獲頭数は年々増加しており、また、捕獲の担い手となる人材が高齢化により不足するため、新たな捕獲の担い手となる人材の確保・育成が必要となります。

また、農作物への被害だけでなく、人体や生態系にも深刻な影響を与える特定外来生物の進入や、生息地の拡大が問題となっており、特に、農作物や人の生活に被害を及ぼし、生態系にも影響を及ぼすアライグマについては、年々捕獲体制を強化することで、捕獲頭数が増加する成果を上げていますが、その繁殖力の強さが浮き彫りとなっています。そのほかの特定外来生物についても、新たな侵入や、生息地の拡大が確認されており、市民一人ひとりが特定外来生物に対する知識を習得し、駆除することが必要です。

<目標等に対する評価>

- ・「有害鳥獣の捕獲数」及び「特定外来生物の駆除数」は、有害鳥獣や特定外来生物の行動域を的確に把握しながら、効率的な捕獲を行いました。
- ・主な取組では、「③ 有害鳥獣・特定外来生物の防除」として、市の補助事業について、広報紙やホームページ等で周知し、多くの市民に箱わなの貸与を行うことができました。令和3年度は、箱わなの数を増やしたことから、アライグマの駆除数が大幅に増加しました。



ハクビシン



アライグマ



カミツキガメ

主な取組	令和３年度の取組状況
① 有害鳥獣・特定外来生物に関する普及啓発	(農林振興課) ホームページを活用し、獣害対策に関するマニュアル等を公表しました。 (環境管理課) 正確な知識と対策を周知するため、窓口において、特定外来生物であるカミツキガメのリーフレットなどを配布し、啓発に努めました。
② 鳥獣被害防止計画の推進	(農林振興課) ○獣害対策に関する講習会を８回実施しました。 ○地域ぐるみの有害獣駆除組織の設立を支援しました。 (１地区) ○国の補助事業や市の補助事業による防護柵の設置を行いました。
③ 有害鳥獣・特定外来生物の防除	(環境管理課・農林振興課) ○防除対策として設置する防護柵の市の補助事業について広報紙、ホームページ等で周知しました。 ○駆除対策として、県からも箱わなの貸与を受けてアライグマの駆除を行いました。

目 標			
項目名	基準 (基準年度)	現状 (令和３年度)	目標 (目標年度)
有害鳥獣の捕獲数	イノシシ ５２２頭 ハクビシン ６４頭 (平成３０年度)	イノシシ ３８６頭 ハクビシン ５６頭	被害状況を勘案しながら捕獲を進めます (令和１３年度)
特定外来生物の駆除数	アライグマ １９７頭 (平成３０年度)	アライグマ ２９１頭	根絶に向けて駆除します (令和１３年度)

（４）景観形成の推進

平成１６年に景観法が制定され、良好な景観の保全、自然、歴史、文化等の地域資源や地域特性に応じた景観の形成、市民が潤いや安らぎを感じるまちづくりが進められるようになりました。本市には、市内を連なる斜面林、広がりのある田園風景や里山、海と対岸と富士山を望む広大な眺望等の水と緑豊かな美しい景観があり、これらは地域の貴重な景観資源となっています。平成２５年には、袖ヶ浦市景観条例の制定や袖ヶ浦市景観計画を策定し、景観行政を推進しています。

こうした本市の特徴のある景観は、里山の減少、耕作放棄地の増加等により徐々に失われつつあり、今後も継続的な景観づくりの推進が必要となっています。

また、都市の景観については、市民や来訪者にまちのイメージを与える重要な要素となるため、市民の憩いの場となる公園やまちの玄関口である鉄道駅周辺や幹線道路沿いの秩序や賑わいのあるまち並みを形成するため、積極的な景観づくりを進めることが求められています。

<目標等に対する評価>

- ・「景観重要樹木等の指定」は、基準年度と比べて横ばいです。
- ・「景観まちづくり推進団体数」は、基準年度の８団体と比べて７団体となり、１団体減少しました。
- ・「市内の公園がきちんと管理されていると思う市民の割合」や「市内の良好なまち並みや景観が形成されていると思う市民の割合」は、基準年度と比べていずれも増加しています。
- ・主な取組では、「⑤ 景観まちづくり活動の推進」を行い、令和３年度は、市政施行３０周年を記念して、「３０年後も残したい袖ヶ浦の景観スポット」をInstagramやメールで募集し、市内５地区（昭和、長浦、根形、平岡、中川・富岡）において、１地区１スポットを決定しました。



３０年後も残したい袖ヶ浦の景観スポット（根形地区：袖ヶ浦公園）

主な取組	令和３年度の取組状況
① 都市公園の整備・維持管理	(都市整備課) ○指定管理者による適正な維持管理を図りました。
② 景観としての農業環境の保全	(農林振興課) 各担当課において、広域農道のフラワーライン化、農村公園整備等の拠点づくりを進めています。
③ 農村公園・フラワーラインの景観維持	(農林振興課・土木管理課) 神納花の15会・飯富・下新田・三ツ作・大曽根・勝・岩井の7地区のボランティアにより、フラワーライン(袖ヶ浦高校から岩井地先まで約5 km)の種まきを実施する(春はコスモス、秋はポピー)とともに、年2回浮戸川沿いの草刈を実施しました。(延長8,660m)
④ 景観計画の適切な運用	(都市整備課) 景観計画を適切に運用し、本市の良好な景観形成を推進しました。
⑤ 景観まちづくり活動の推進	(都市整備課) 市制施行30周年を記念し「30年後も残したい袖ヶ浦の景観スポット」と題し、インスタグラムなどのSNSとも連携した新しい形の景観まちづくり賞を実施しました。
⑥ 県屋外広告物条例の適用	(都市整備課) 市職員による年12回の除去作業を実施しました。

目 標			
項目名	基準 (基準年度)	現状 (令和３年度)	目標 (目標年度)
景観重要樹木等の指定	6本 (平成30年度)	6本	10本 (令和13年度)
景観まちづくり推進団体数	8団体 (平成30年度)	7団体	10団体 (令和13年度)
市内の公園がきちんと管理されていると思う市民の割合	62.9% (令和元年度)	65.1%	70% (令和13年度)
市内の良好なまち並みや景観が形成されていると思う市民の割合	54.8% (令和元年度)	56.1%	65% (令和13年度)

2 快適で安全に生活できるまち

(1) 大気環境の保全



本市の臨海部は、重化学コンビナートである京葉臨海工業地帯の一部であり、大気汚染防止法に規定されるばい煙発生施設が多数設置されています。また、自動車交通においては、臨海部に沿った国道16号をはじめ、東京湾アクアラインや館山自動車道、圏央道が整備され、首都圏と千葉県を結ぶ交通の要となっています。

本市の大気環境は、全国で公害が問題化した昭和40年代に比べると、その後の公害対策により、現在では大気汚染物質の排出が大幅に改善していますが、光化学スモッグの原因である光化学オキシダントについては環境基準を達成しておらず、PM2.5などの比較的新しい環境基準項目とともに、監視や指導を行う必要があります。

また、大気環境の常時監視を維持するため、大気監視システムの更新や適正な測定局の配置を検討し、大気環境監視網を見直すほか、家庭生活等における、自家焼却等の野焼き行為についても大気汚染物質の発生原因となることから、監視パトロールや指導の強化を図ることが必要です。

<目標等に対する評価>

- ・「光化学スモッグ注意報の年間発令日数」は、基準年度の5日と比べて4日となり、1日減少しました。
- ・「市内における大気汚染物質の環境基準達成率」は、基準年度と比べて横ばいとなっています。観測を行っている大気汚染物質のほとんどは、長年にわたり環境基準を達成し、緩やかに減少しているか、ほぼ横ばいとなっています。
- ・「地域の空気がきれいだと感じる市民の割合」は、基準年度の62.7%と比べて60.5%となり、2.2ポイント低下しています。これは、市内における野焼きの苦情件数が増加していることや、苦情件数は減少しているものの臨海部の工業地帯における悪臭が主な要因として挙げられます。



大気環境監視システム



大気環境常時監視測定局

主な取組	令和３年度の取組状況
① 大気汚染物質の監視の継続及び市民への情報提供	(環境管理課) 光化学オキシダント濃度の監視や光化学スモッグ注意報を発令しました。 ・令和３年度光化学スモッグ注意報発令回数 ４回 ・市民生活安全メールなどによる配信を実施
② 発生源施設への立入調査の実施	(環境管理課) ５事業所５施設について立入調査を実施し、不適合施設はありませんでした。
③ 自家焼却・野焼きに対する指導	(廃棄物対策課・環境管理課) ○広報紙により啓発しました。 ○苦情対応時に指導を行いました。 ○残土埋立てや不法投棄パトロール時に合わせて監視を行いました。(週６日)
④ 公害防止施設の設置指導	(環境管理課) 環境保全条例及び環境保全に関する協定に基づく事前協議により指導を行いました。 条例 １件、２者協定 ７件、３者協定 ５件
⑤ 大気環境監視システム及び監視網の見直し	(環境管理課) 入札により、テレメーターシステム供給事業者を決定しました。

目 標			
項目名	基準 (基準年度)	現状 (令和３年度)	目標 (目標年度)
光化学スモッグ注意報の年間発令日数	５日 (平成２６年度から平成３０年度までの平均日数)	４日	注意報発令日数の半減 (計画期間の平均日数)
市内における大気汚染物質の環境基準達成率	８７．５％ (平成３０年度)	８７．５％	達成率を向上させます (令和１３年度)
地域の空気がきれいだと感じる市民の割合	６２．７％ (令和元年度)	６０．５％	７０％ (令和１３年度)

（２）水質・土壌・地盤環境の保全

本市は、北部に海域として東京湾があり、市域には小櫃川、浮戸川等の１１の河川が流れ、継続的に水質の監視を行っています。市内公共水域の水質は、概ね良好なものになっていますが、一部の海域、河川においては、やや汚れが見られる状態にあります。

市では、生活排水対策として、公共下水道や農業集落排水の供用による水洗化に取り組むとともに、供用区域外についても浄化槽の高度処理化を促進することで、公共水域への負荷軽減を図っており、市民に対して生活排水の負荷軽減に関する周知について引き続き実施する必要があります。

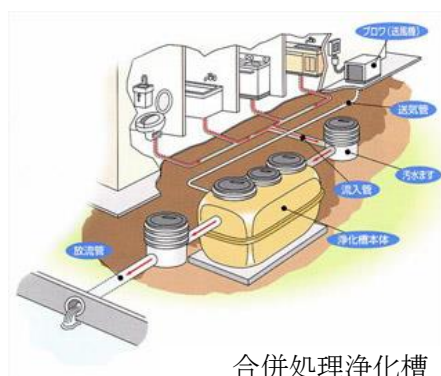
また、污水处理施設が老朽化しており、今後の生活排水の安定した処理を継続するため、維持管理をする必要があります。

さらに、発生源対策としては、環境の保全に関する協定に基づき、一定規模以上の排水がある事業者に対し、排水の水質について立入調査を実施し、監視することが必要です。

土壌・地盤環境の保全については、県と連携し、井戸所有者に対する指導や揚水量調査、地下水の水質調査等を引き続き実施する必要があります。

＜目標等に対する評価＞

- ・「水洗化率（公共下水道）」及び「水洗化率（農業集落排水）」は、基準年度と比べて増加しました。
- ・「小櫃川における水質の環境基準達成率」は、基準年度と比べて横ばいとなっています。
- ・「汚水が適切に処理されていると感じる市民の割合」は、基準年度の７６．９％と比べて７５．９％となり、１ポイント低下しました。
- ・「河川や雨水排水施設が整備され、安心して暮らしていると感じる市民の割合」は、基準年度の６２．２％と比べて５７．６％となり、４．６ポイント低下しています。これは、近年の豪雨等の異常気象による影響等が考えられます。



合併処理浄化槽

主な取組	令和３年度の取組状況
① 公共下水道・農業集落排水設備に係る普及率の向上	(下水対策課) ○水洗化率の向上については、広報紙等による啓発、未接続世帯への案内文の送付や戸別訪問を実施しました。 ○下水道ストックマネジメント計画に基づき、マンホール蓋の交換及び内面調査を実施しました。 ○農業集落排水最適整備構想を策定しました。 ○公共下水道について ・普及率 68.7% (農業集落排水松川地区含む。) ・処理人口 44,264 人 ○農業集落排水について ・水洗化率 東部地区：92.0%・松川地区：91.3%・平岡地区：71.3% ・水洗化人口の精査実施 2 回／年
② 生活排水の負荷軽減に関する普及啓発	(下水対策課) ○広報紙で啓発を行いました。 ○ホームページにおいて啓発を行いました。
③ 事業者への排水適正管理の指導	(環境管理課) ○事前協議において指導を行いました。 ○発生源の立入調査を実施しました。 22 事業所調査 超過無し
④ 浄化槽の適正な維持管理の指導	(廃棄物対策課) 補助する合併浄化槽設置時の指導及び広報紙により周知をしました。
⑤ 地下水汚染・土壌汚染・地盤沈下対策の推進	(環境管理課) 県主体の地下水調査を 1 地点実施しました。

目 標			
項目名	基準 (基準年度)	現状 (令和３年度)	目標 (目標年度)
水洗化率（公共下水道）	96.8% (平成30年度)	97.4%	98% (令和13年度)
水洗化率（農業集落排水）	79.2% (平成30年度)	79.3%	90% (令和13年度)
小櫃川における水質の環境基準達成率	80% (平成30年度)	80%	達成率を向上 させます (令和13年度)
汚水が適切に処理されていると感じる市民の割合	76.9% (令和元年度)	75.9%	80% (令和13年度)
河川や雨水排水施設が整備され、安心して暮らしていると感じる市民の割合	62.2% (令和元年度)	57.6%	70% (令和13年度)

(3) 騒音・振動・悪臭の防止

騒音、振動、悪臭は、最も身近な公害で、日常生活に深い関係があり、人間の感覚を刺激し生活環境を損なうものであることから「感覚公害」とも呼ばれており、規模の大小にかかわらず、苦情の発生要因となります。

本市では、主に道路における騒音や振動、航空機騒音、畜産系の悪臭、工場からの悪臭が苦情の発生要因となっています。

自動車は、産業活動や日常生活において広く使用され、住宅地付近での走行による道路交通騒音・振動が問題となっており、市では道路交通騒音について定期的に測定を実施しています。

本市は、羽田空港に近接しており、近年では航空機が本市上空や上空付近を通過することにより騒音が発生し、苦情に至っています。

また、本市内陸部では、畜産が盛んであり、家畜糞尿による悪臭が原因となる苦情も発生しています。

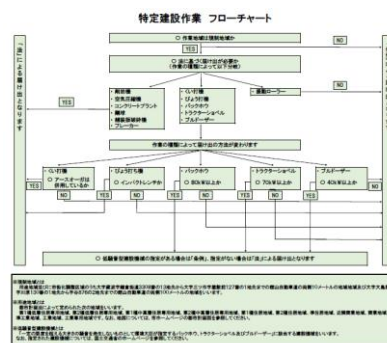
さらに、本市臨海部は工場が建ち並び、それぞれの工場から特有の臭気が発生し、北風の吹く冬季を中心に風下の住宅地において悪臭の苦情が発生しており、対応が求められます。

<目標等に対する評価>

- ・「自動車騒音の環境基準達成率」は、基準年度の87.5％と比べて83％となり、3.5ポイント低下しています。
- ・「騒音・振動・悪臭の苦情件数」は、基準年度の40件と比べて14件となり、26件減少しています。主な要因として、臨海部の工業から発生する悪臭の苦情が減少したことが挙げられます。



騒音・振動調査



特定建設作業 フローチャート
(ホームページ)

主な取組	令和３年度の取組状況
① 道路における騒音・振動対策の推進	(環境管理課) ５路線６区間の調査を実施しました。
② 航空機騒音対策の推進	(環境管理課) 連絡協議会に出席し、苦情発生状況の情報提供をしました。苦情 ０件
③ 家畜糞尿処理対策の推進	(農林振興課) 家畜排泄物法対象農家 ３５ 整備済み ３３ 整備しない ２
④ 工場等への監視等の継続	(環境管理課) ＰＲＴＲ法による指導の他、環境保全に関する協定事業所から年間計画書等の提出を求め、指導しています。

目 標			
項目名	基準 (基準年度)	現状 (令和３年度)	目標 (目標年度)
自動車騒音の環境基準達成率	８７．５％ (平成３０年度)	８３％	達成率を向上 させます (令和１３年度)
騒音・振動・悪臭の苦情 件数	４０件 (平成３０年度)	１４件	苦情件数を減少 させます (令和１３年度)

（４）有害化学物質・放射性物質への対策

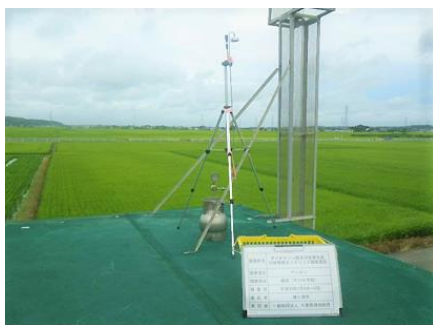
私たちの身の回りには、プラスチック、塗料、合成洗剤、殺虫剤、医薬品、化粧品、農薬等の数多くの製品があふれていますが、これらは全て様々な化学物質により成り立っています。

今日では、かつて見られたような高濃度の汚染事例は少なくなりましたが、低濃度であっても、人や生態系が極めて多くの化学物質に長期間さらされていることから、化学物質による長期的な影響に対する懸念が高まっています。また、化学物質による人の健康や生態系への影響の発現までに長期間を要すること、影響の科学的解明が十分ではないことなどが問題となっています。

このように、今日の化学物質問題は、化学物質が膨大な数に及ぶことや、有害な影響の有無やその発生の仕組みの科学的な解明が十分でないことなどから、対策を行うに当たっては、従来型の個別化学物質に対する規制的手法を適切に運用することに加え、市民の化学物質に関する理解を促進し、社会全体で化学物質による環境リスクを低減していくことが必要です。

<目標等に対する評価>

- ・「ダイオキシン類の環境基準達成率」は、目標を達成しています。
- ・主な取組では、「④ 放射性物質に関する市民への情報提供」として、監視を実施している放射線量の測定について、平成24年度以降、除染対象となる0.23マイクロシーベルト／時を下回っていることから、平成28年度に測定箇所・測定頻度の見直しを行い、測定箇所を22か所から10か所とし、測定頻度を毎月から隔月としていましたが、令和2年度からは、測定頻度を年4回としています。



有害化学物質のモニタリング調査



大気中放射線量の測定（学校）

主な取組	令和３年度の取組状況
① 有害化学物質の監視の継続及び市民への情報提供	(環境管理課) ○有害大気汚染物質モニタリング調査として、ダイオキシン類年４回(２か所)、ベンゼン年１２回(１か所)について測定しています。 ○県においてベンゼン等を年１２回(１か所)測定し、併せて結果を公表しています。(いずれも環境基準達成)
② 農薬等の適正使用の推進	(農林振興課) ○農薬等の散布は、市植物防疫協会が実施しました。 ○散布を行う際は、広報紙及び広報無線により周知、全域ラジコンヘリの使用、市職員の立会いを行いました。(7/9～7/25 実施)(散布面積 575.9 ha)
③ 事業所等における有害化学物質の管理の推進	(環境管理課) P R T R法による指導の他、環境保全に関する協定事業所から年間計画書等の提出を求め、指導しています。
④ 放射性物質に関する市民への情報提供	(環境管理課) 小学校及び公園の合計１０か所にて年４回測定し、結果を公表しています。(いずれも0.23マイクロシーベルト／時以下)

目 標			
項目名	基準 (基準年度)	現状 (令和３年度)	目標 (目標年度)
ダイオキシン類の環境基準達成率	ダイオキシン類 １００％ (平成３０年度)	１００％	１００％ (毎年度)

3 地球環境を思いやるまち

(1) 再生可能エネルギー等の活用



我が国は、電気、ガス、水道等のインフラを維持するためのエネルギーのほとんどを輸入による化石燃料に依存しています。平成23年の東日本大震災以降、それまでエネルギー自給率を上げていた原子力発電によるエネルギー計画が崩壊し、安全かつ持続的に自給できる再生可能エネルギーが注目されるようになりました。

市では、再生可能エネルギーの普及促進を図るため、再生可能エネルギー等に関する普及啓発を行い、住宅、事業所等への再生可能エネルギーの導入を促進するとともに、市自らも公共施設への再生可能エネルギーの導入を検討しています。

また、事業用太陽光発電設備の導入における近隣トラブルなどのリスクが懸念されるため、適正な設置や管理が求められています。

<目標等に対する評価>

- ・「再生可能エネルギー設備等の補助件数（累計）」は、基準年度の1,178件と比べて1,495件となり、317件増加しました。主に、定置用リチウム蓄電システムの導入拡大により、増加しています。これは、近年の自然災害による大規模停電に対する災害対策としての需要や、太陽光発電システムの固定買取制度が終了した後に、自ら使用するために蓄電池を設置していることが考えられます。

また、令和3年度から、窓の断熱改修についても補助対象としています。省エネルギーに対する意識の高まりから、今後増加していくことが見込まれます。



太陽光発電システム（住宅用）



太陽光発電システム（事業用）

主な取組	令和３年度の取組状況
① 住宅、事業所等への再生可能エネルギー等の導入促進	（環境管理課） 家庭における再生可能エネルギー等の導入を促進するため、以下の設備について、県と連携して設置費用の補助事業を実施しています。 ・太陽光発電システム設置補助金 17 件 ・燃料電池システム設置補助金 10 件 ・定置用リチウム蓄電システム設置補助金 66 件 ・窓の断熱改修補助金 1 件
② 公共施設への再生可能エネルギーの導入	（資産管理課・環境管理課） 令和3年度における公共施設への導入はありませんでしたが、今後の庁舎整備において、太陽光発電設備及び蓄電池を導入します。
③ 再生可能エネルギー等に関する普及啓発	（環境管理課） ○ホームページや広報紙で普及啓発を行いました。 ○県が作成した再生可能エネルギーについて解説したリーフレットなどを窓口で配布しました。
④ 事業用太陽光発電設備の適正な設置及び管理の指導	（環境管理課） 袖ヶ浦市太陽光発電設備の設置及び管理に関するガイドラインに基づき、適正な設置及び管理をするよう指導しました。

目 標			
項目名	基準 （基準年度）	現状 （令和３年度）	目標 （目標年度）
再生可能エネルギー設備等の補助件数（累計）	1, 178 件 （平成30年度）	1, 495 件 （令和3年度 94 件）	2, 350 件 （令和13年度）

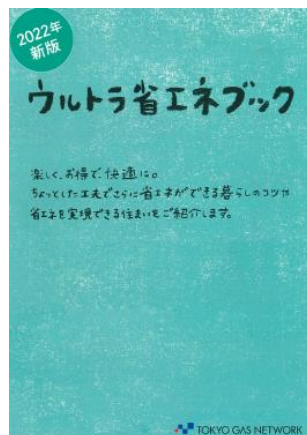
（２）省エネルギーの推進

省エネルギー対策は、持続可能な発展を構成する「持続可能なエネルギー」システムにおいて必須な事項となっています。あらゆる分野で単なる節約ではなく、エネルギー利用機器の効率を飛躍的に高め、社会全体のエネルギー総需要を削減していくことが必要です。

そのため、省エネルギー対策に関する情報を発信し、意識啓発を行うとともに、省エネルギー性能の高い設備や機器の導入、住宅の高断熱化等によりエネルギーの消費効率を向上させること、環境家計簿をつけること、環境に配慮した製品に関する情報提供等を実践することなどにより、あらゆる主体でエネルギー消費を大幅に減少させる取組を進めていくことが必要となります。また、市自らが率先して省エネルギー設備を導入し、推進する姿勢が求められます。

<目標等に対する評価>

- ・「日頃から省エネなど環境に配慮した行動に取り組んでいる市民の割合」は、微増しました。市では、環境管理課の窓口や1階ロビーでパンフレットを配布するとともに、近年では、県環境研究センターや一般財団法人省エネルギーセンターと連携し、環境学習講座を開催するなど、家庭における省エネや節電などについて、啓発を行っています（令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、環境学習講座は中止しました。）。



ウルトラ省エネブック



環境学習講座

主な取組	令和３年度の取組状況
① 省エネルギー設備等の導入促進	(環境管理課) 家庭における省エネルギー設備の導入を促進するため、３種類の省エネルギー設備（エネファーム・蓄電池・断熱窓）について、県と連携して設置費用の補助事業を実施しています。
② 省エネルギーに関する情報発信等	(環境管理課) ○省エネルギーに関するポスターを掲示しました。 ○窓口や１階ロビーにおいて、事業者が作成した「ウルトラ省エネブック」（発行：東京ガス株式会社都市生活研究所）等を配布しました。
③ 環境に配慮した製品に関する普及啓発	(環境管理課) 省エネ家電への買替えを促進するためのチラシを配布し、啓発を行いました。
④ 公共施設のＬＥＤ化の推進	(平川公民館) 体育室のＬＥＤ化を行いました。 (管財契約課) 新庁舎のＬＥＤ化を行いました。

目 標			
項目名	基準 (基準年度)	現状 (令和３年度)	目標 (目標年度)
日頃から省エネなど環境に配慮した行動に取り組んでいる市民の割合	７９．６％ (令和元年度)	８０％	９０％ (令和１３年度)

(3) 温室効果ガスの削減

国は、令和3年5月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」を改正し、2050年までの脱炭素社会の実現を基本理念として明記しました。同年10月に閣議決定された「地球温暖化対策計画」では、国内の温室効果ガスの排出量を2030年度に2013年度比で46%削減することを目標としています。また、千葉県では、平成28年9月に「千葉県地球温暖化対策実行計画」を策定し、県全体の温室効果ガス排出削減に向けた取り組みを推進しています。

「袖ヶ浦市地球温暖化対策実行計画」の第三次計画は、基準年度を平成22年度、計画対象期間を平成24年度から平成28年度までとして実施しており、温室効果ガスの総排出量は、基準年度比7.4%から11.5%の削減を達成しており、目標を超える結果が得られています。

また、第四次計画においては、基準年度を平成27年度、計画の対象期間を平成29年度から令和3年度までとしています。令和元年度は基準年度比11.3%の減少、令和2年度は基準年度比23.1%の減少、令和3年度は基準年度比25.5%の減少となり、水道事業の統合や新型コロナウイルス感染症の影響が主な要因となるものの、6%の削減目標は達成しています。

温室効果ガスの排出量を削減するためには、再生可能エネルギーの活用や省エネルギーの促進（公共交通の利用促進、庁内の地球温暖化対策実行計画の推進、低燃費車の導入推進）を更に進めるとともに、市民、事業者、市の全ての主体が、それぞれの役割を自覚し、相互に連携しながら行動していく必要があります。

<目標等に対する評価>

- ・「公共施設の二酸化炭素排出量」は、第四次計画の基準年度（平成27年）と比べて25.5%の減少となっています。仮に、水道事業を含めずに算出した場合は、14.1%の減少となっています。
- ・「緑のカーテンコンテスト応募者数」は、基準年度と比べて増加しています。農業センターの営農指導員をはじめ、市内事業者（3社）からゴーヤの種や肥料の支援をしていただき、緑のカーテンづくりの促進を行うことができました。

温室効果ガスの増加

化石燃料使用による
二酸化炭素の排出など

気候要素の変化

気温上昇、
降雨パターンの変化、
海面水位上昇など

温暖化による影響

自然環境への影響
人間社会への影響

主な取組	令和３年度の取組状況
① 地球温暖化対策実行計画の推進	(環境管理課) ○燃料の使用量削減、節電、節水等に努めました。 ○温室効果ガス排出量 7,553,388.9 kg-CO2 (基準年度比 -25.5%)
② 地球温暖化に関する情報発信等	(環境管理課) ホームページ等により情報発信をしました。
③ 緑のカーテンづくりの促進	(環境管理課) ○庁舎にグリーンカーテンを設置しました。 ○市民や学校等にゴーヤやアサガオの苗を配布しました。 ○緑のカーテンコンテストを実施し、3団体及び4名を表彰しました。
④ 公共交通の利用促進	(企画政策課) ○交通事業者における感染症対策等の情報を市ホームページや広報紙にて発信し、利用の促進を図りました。 ○路線バスの新たな利用者の掘り起こしや継続した利用を促すため無料お試し乗車を実施しました。
⑤ 低燃費車の導入推進	(管財契約課) 公用車の購入又は更新に際し、燃費基準達成車を採用しました。 平成27年度燃費基準20%向上達成車4台
⑥ エコドライブの推進	(環境管理課) 袖ヶ浦市地球温暖化対策実行計画において、エコドライブにつながる公用車の運転について掲載し、庁内各課等の取組状況について依頼し、回答では、4段階中上位に当たる「よく実施されている」又は「ある程度実施されている」となりました。
⑦ 安全で安心して利用できる道づくりの推進	(土木管理課) 歩行帯整備を実施しました。L=340m (土木建設課) 市道三箇横田線の道路拡幅及び歩道整備工事を実施しました。L=113m

目 標			
項目名	基準 (基準年度)	現状 (令和３年度)	目標 (目標年度)
公共施設の二酸化炭素排出量	10,494 t (平成30年度)	7,553 t	袖ヶ浦市地球温暖化対策実行計画の達成を目指します
緑のカーテンコンテスト応募者数	19件 (令和元年度)	24件	30件 (令和13年度)

（４）気候変動による影響への適応策の推進

今後、世界の平均気温は上昇し、２１世紀末に向けて気候変動の影響のリスクが高くなると予測されています。温室効果ガスの排出量を抑制すること以外にも、既に現れている気候変動の影響や中長期的に避けられない影響に対する適応も同時に進めていく必要があります。

本市においては、熱中症の発症のおそれが高くなると予想される日に、市民に対し注意喚起のメールを配信する取り組みや、ポスターの掲示等を通してクールビズの周知を図るとともに、庁内においてもクールビズを実践しています。

また、千葉県においては気候変動適応法の施行に先行して「千葉県の気候変動影響と適応の取組方針」を策定しており、適応策の一つとして、公共施設を利用して涼しさを共有するクールシェアの実践等が挙げられていますが、公共施設をクールシェアの場とすることにより、公共施設単位での温室効果ガス排出の削減が困難となるといった課題も新たに発生しています。

<目標等に対する評価>

- ・「気候変動適応計画の策定」は、計画期間中の策定を目指し、調査研究を行っています。
- ・「気候変動による影響への適応について知っている市民の割合」は、基準年度の４２％と比べて３４％となり、８ポイント低下しました。引き続き、情報収集や啓発に努めていきます。



クールビズのチラシ
(環境省)



地球温暖化予測情報 第9巻

主な取組	令和３年度の取組状況
① 気候変動の影響に関する情報の収集等	(環境管理課) 市では、県の担当者説明会等に参加するなど、情報収集や啓発に努めています。
② 各分野における適応策の推進	(健康推進課) ○熱中症の予防・啓発を目的として、一定の気候条件等に該当する際に生活安全メールを配信しました。 ・千葉県内に熱中症警戒アラートが発令された日(7回) ・木更津の観測地点の暑さ指数(予測値)が危険レベルに該当する日(11回) (職員課) 5月1日から10月31日までの間、職員の服装についてクールビズを行いました。
③ 気候変動適応計画の策定	(環境管理課) 計画期間中の策定を目指しています。

目 標			
項目名	基準 (基準年度)	現状 (令和３年度)	目標 (目標年度)
気候変動適応計画の策定	—	策定無し	計画期間中の策定を目指します
気候変動による影響への適応について知っている市民の割合	42% (平成30年度)	34%	80% (令和13年度)

4 環境にやさしい循環型社会を形成するまち

(1) 3R活動等による廃棄物の減量化・資源化



環境への負荷を低減するためには、廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3Rを進め、限りある資源を循環する循環型社会を形成していくことが重要です。

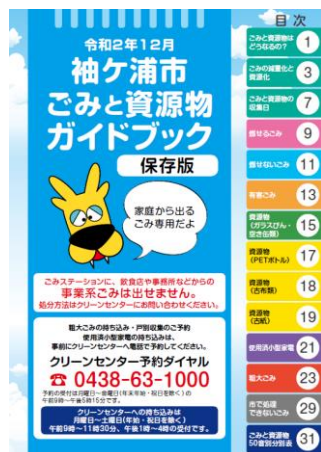
市では、「袖ヶ浦市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、循環型社会の構築に向けた総合的な廃棄物対策を推進しています。

本市における廃棄物処理の現状を見ると、廃棄物の総排出量については減少傾向にあるものの、家庭系廃棄物と事業系廃棄物の排出量は、横ばい傾向となっています。

更なる循環型社会を実現するため、今後も3R活動を推進するとともに、レジ袋やペットボトルなどのプラスチックごみの削減、食品ロスの削減を推進し、生ごみの堆肥化等によるバイオマスの利活用、廃棄物の処分量の削減、生ごみ肥料化容器助成制度の実施を行っていく必要があります。

<目標等に対する評価>

- ・「1人1日当たりのごみ総排出量」は、基準年度の930gと比べて915gとなり、減少しました。市では、廃棄物の発生抑制や資源の適正な循環的利用の啓発等を行うほか、食品ロスやプラスチックごみの問題等の新たな課題への対応も含め、引き続き啓発等を行ってまいります。
- ・「リサイクル率」は、基準年度と比べて増加しています。
- ・「リサイクルを実践している市民の割合」は、基準年度の83.5%と比べて83.1%となり、0.4ポイント低下しています。引き続き、広報紙や環境学習講座などの機会を捉えて、市民のリサイクルの意識の向上を図っていきます。



ごみと資源物ガイドブック



ごみ減量特集号



雑紙回収ボックス

主な取組	令和３年度の取組状況
① ３Ｒ活動、各種リサイクル法等に関する普及啓発	(廃棄物対策課) ○広報紙やＳＮＳ等による啓発を行いました。 ○ごみ発生量（ｔ／年） 可燃ごみ 17,303 ｔ 不燃ごみ 2,628 ｔ 資源物 1,914 ｔ 合計 21,845 ｔ ○クリーンセンターでの焼却は停止しており、全量かずさクリーンシステムで焼却しています（H18） ○雑がみ回収ＢＯＸを２箇所設置しました。 ○子供服リユース企画「ガウラの古着屋さん」を実施しました。
② プラスチックごみの削減	(廃棄物対策課) プラスチックごみの削減を図るため、３Ｒ活動に係る取組や、ポイ捨て・飛散防止等に係る啓発を行いました。
③ 食品ロスに関する普及啓発	(廃棄物対策課) 広報紙による啓発を行いました。
④ バイオマスの利活用	(学校給食センター) 約 72.3 ｔ の給食調理時の野菜くずや給食の食べ残しを堆肥化しました。
⑤ 生ごみ肥料化容器助成制度の実施	(廃棄物対策課) 補助件数 生ごみ肥料化容器 37 基 機械式生ゴミ処理機 34 基

目 標			
項目名	基準 (基準年度)	現状 (令和３年度)	目標 (目標年度)
１人１日当たりのごみ総排出量	930g (平成30年度)	915g	830g (令和13年度)
リサイクル率	25.6% (平成30年度)	25.7%	30% (令和13年度)
リサイクルを実践している市民の割合	83.5% (令和元年度)	83.1%	93% (令和13年度)

（２）廃棄物等の適正処理の推進

循環型社会を実現するためには、３Ｒの推進等が重要であり、廃棄物の発生抑制等に努めてもなお発生する廃棄物については、適正に処理を行う必要があります。

市では、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」や「袖ヶ浦市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、一般廃棄物については市が、産業廃棄物については排出事業者と処理業者が廃棄物の処理を適正に行うよう徹底を図る必要があります、そのための情報発信や必要な対策を行うほか、老朽化している廃棄物処理施設の適切な更新や広域処理体制の構築に向けた検討を行う必要があります。

＜目標等に対する評価＞

- ・「農業用廃プラスチックの回収量」は、基準年度の３４．２ｔと比べて２８．４ｔとなり、５．８ｔ減少しています。これは、令和元年度の回収量が４８．７ｔとなり、台風の影響で多く回収され、その反動として昨年が続いて減少したことが考えられます。



農業用廃プラスチックの回収

主な取組	令和３年度の取組状況
① 廃棄物等の適正処理に関する情報発信	(廃棄物対策課) ホームページにより袖ヶ浦市一般廃棄物最終処分場の管理状況を公表しました。
② 農業用廃プラスチック処理対策の推進	(農林振興課) 農業用マルチ・ハウス用ビニール等の回収処理をしました。塩化ビニール、ポリエチレン 28.4 t
③ 廃棄物処理制度の見直しの検討	(廃棄物対策課) 現ごみ処理の有料制（指定ごみ袋制）の見直しを検討しました。
④ 廃棄物処理施設の整備	(廃棄物対策課) 袖ヶ浦市廃棄物処理施設長寿命化総合計画に則り、修繕工事等を発注しました。

目 標			
項目名	基準 (基準年度)	現状 (令和３年度)	目標 (目標年度)
農業用廃プラスチックの回収量	34.2 t (平成２６年度から 平成３０年度までの 平均値)	28.4 t	31.6 t (令和１３年度)

（３）廃棄物等の不法投棄・ポイ捨てへの対策

廃棄物等の適正処理を推進する上で、特に、廃棄物等の不法投棄やポイ捨てへの対策が必要です。

廃棄物等の不法投棄は、水質や土壌の汚染等を引き起こすだけでなく、人や動植物に深刻な影響を与えることがあります。また、廃棄物等のポイ捨ては、自然界に蓄積し、マイクロプラスチックとなり、海洋汚染の大きな要因となっています。

本市では、市民、事業者、他の自治体と連携して、廃棄物の不法投棄の監視や指導、地域での環境美化活動、ポイ捨て防止啓発活動や空き地等の雑草対策等を進めていますが、依然として小規模な不法投棄やポイ捨てが発生しており、その対策が求められます。

＜目標等に対する評価＞

- ・「不法投棄監視員によるパトロール巡回日数」は、目標を達成しています。
- ・「ポイ捨てごみの回収量」は、基準年度の 70.4 t と比べて 59.8 t となり、減少しています。これは、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、臨海地区清掃が 2 回中止となったことが要因となります。
- ・「まちがきれいだと感じる市民の割合」は、基準年度の 58.4 % と比べて 56.0 % となり、2.4 ポイント低下しています。
- ・主な取組として、「③ 不法投棄監視員・土砂等対策指導員・環境美化推進員による監視等の実施」では、不法投棄監視員異常報告件数は、令和 3 年度は 87 件となり、昨年度の 63 件より 24 件増加しています。近年増加傾向にあるため、今後も更なる監視パトロールの強化に努めます。



ポイ捨て防止啓発活動

主な取組	令和３年度の取組状況
① 廃棄物等の不法投棄やポイ捨て対策の推進	(廃棄物対策課) ○不法投棄について ・不法投棄禁止看板配布 38 枚 ・不法投棄監視中看板配布 15 枚 ・監視カメラ設置区間看板配布 2 枚 (環境管理課) ○ポイ捨てについて ・広報紙に「ポイ捨てはやめよう」の記事を掲載 ・啓発看板配布 45 枚 ・大型看板修繕 4 基 ○ポイ捨て防止啓発活動 ・袖ヶ浦駅周辺 7 月 参加者 245 名 ・長浦駅周辺 10 月 参加者 94 名 ○臨海地区清掃 ・2 回 (6 月、11 月) ・ごみ回収量 2.34 t
② 市職員全員による監視の実施	(廃棄物対策課) 残土埋立て・不法投棄パトロール時に合わせて監視を行いました。(週 6 日)
③ 不法投棄監視員・土砂等対策指導員・環境美化推進員による監視等の実施	(廃棄物対策課) ○各地区 2 名計 10 名の不法投棄監視員による 2 回以上／月パトロール 実施結果の報告書提出 1 回／月 不法投棄監視員異常報告件数 (延べ数) 及び処理件数 87/93 ○土砂対策等指導員として警察OB2 名を雇用し、残土埋立て・不法投棄パトロールを週 6 日実施しました。
④ 空き地等の雑草対策の推進	(環境管理課) ○草刈機の貸出し 106 件 149 台 ○雑草地の所有者に草刈り依頼の文書を送付 202 通

目 標			
項目名	基準 (基準年度)	現状 (令和３年度)	目標 (目標年度)
不法投棄監視員によるパトロール巡回日数	292 日 (平成30年度)	339 日	パトロール巡回日数の現状を維持します
ポイ捨てごみの回収量	70.4 t (平成30年度)	59.8 t	65 t
まちがきれいだと感じる市民の割合	58.4 % (令和元年度)	56.0 %	60 %

(4) 建設発生土・再生土への対策

首都圏では、都市化の進行や再開発に伴い各種の公共事業や民間工事が展開され、多くの建設残土が発生しています。

本市は、東京湾に面するという地理的特性を有しているため、都心部の建設発生土が土砂運搬船により、東京都や神奈川県から本市の臨海部に運ばれてきます。

また、東京湾アクアラインや館山自動車道等を利用すると、都心から1時間程度で行くことができるアクセスの良さから、市内の半分以上を占める台地・丘陵地帯の山林や谷地形の遊休地等に大量の建設発生土が埋め立てられています。

本市では、平成10年に「袖ヶ浦市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」を施行し、土砂等対策指導員等によるパトロールや、同条例に基づく適切な指導を行い、土砂等による土壌汚染や災害の発生の防止に努めるとともに、廃棄物や土砂等の適正処理について啓発しています。

こうした取組により、建設発生土の無許可埋立ては減少傾向にあるものの、根絶には至っていません。

このことから、建設発生土については、汚染物質の混入や不適正な構造による埋立てを防止するため、土地所有者等への啓発や、県等の関係機関との連携、更なる監視や事業者への厳格な指導等が必要です。

加えて、近年では、埋立資材として再生土が利用される事例が出てきており、再生土についても汚染物質の混入等がないよう対策の推進も必要となっています。

<目標等に対する評価>

- ・「土砂等対策指導員による監視パトロールの日数」は、目標を達成しています。
- ・主な取組として、「① 土砂等対策指導員による監視等の実施」では、警察官OBとともに、残土埋立てパトロールを週6日実施し、引き続き監視等の強化をしています。



臨海部の一時たい積場



土壌検査

主な取組	令和３年度の取組状況
① 土砂等対策指導員による監視等の実施	(廃棄物対策課) 土砂対策等指導員として警察ＯＢ２名を雇用し、残土埋立てパトロールを週６日実施しました。
② 土地所有者等への啓発	(廃棄物対策課) 広報紙により年２回の啓発を行いました。
③ 建設発生土・再生土の適正管理	(廃棄物対策課) ○県との合同により、１８回の土壌分析を実施しました。 ○市単独で、１３回の土壌分析を実施しました。
④ 関係機関との連携	(廃棄物対策課) ○１１市町村で担当者会議を実施しました。(※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため書面会議) ○県との合同パトロールを１回実施しました。

目 標			
項目名	基準 (基準年度)	現状 (令和３年度)	目標 (目標年度)
土砂等対策指導員による監視パトロールの日数	２９２日 (平成３０年度)	２９３日	監視パトロール日数の現状を維持します (令和１３年度)

5 市民参加による環境保全活動を推進するまち

(1) 環境に関する情報発信



市では、環境調査等の調査結果を積極的に公表するとともに、イベントなどを通して環境情報の提供等の啓発活動を継続的に実施しています。

今日の環境問題は、極めて幅が広い問題であり、環境教育も、その対象は身近な身の回りの問題から地球規模の問題までの広がりを持ち、その学習領域も自然科学・社会科学の分野から一人ひとりの感性や心の問題にまで及んでいます。

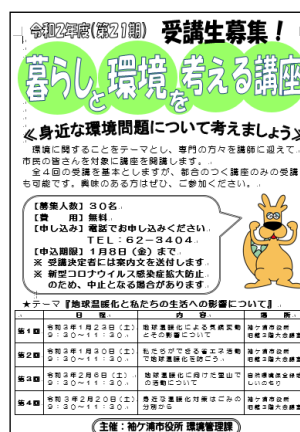
環境問題を解決するためには、様々な環境に関する情報から判断することが重要となります。また、市民や事業者が、自主的に行動できるよう環境に関する情報の提供を進めていくことや、環境に関する補助教材の提供を行うことが重要です。

<目標等に対する評価>

- ・「環境に関心を持っている市民の割合」は、基準年度と比べて増加しています。
- ・主な取組として、「② 広報紙等を活用した環境問題に関する情報提供」を行い、6月の環境月間に環境特集を掲載するとともに、適宜広報誌に掲載しましたが、市民が環境に関心を持っていただくよう更に情報提供をしていきます。



袖ヶ浦の環境



暮らしと環境を考える講座

主な取組	令和３年度の取組状況
① 市の環境の状況や各種施策に関する情報の公表	(環境管理課) 自然散策会を開催し、市のホームページ等で参加者募集の案内をしました。なお、環境学習講座は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、中止しました。
② 広報紙等を活用した環境問題に関する情報提供	(環境管理課) ６月の環境月間に環境特集を掲載するとともに、適宜広報紙に掲載しました。
③ 環境に関する補助教材の提供	(環境管理課) ○第２次袖ヶ浦市環境基本計画を学校等に適宜配布しました。 ○袖ヶ浦の環境をホームページで掲載しました。

目 標			
項目名	基準 (基準年度)	現状 (令和３年度)	目標 (目標年度)
環境に関心を持っている市民の割合	６６．７％ (令和元年度)	７２％	８０％ (令和１３年度)

(2) 環境学習・環境教育の推進

今日、地球上には環境破壊につながる様々な問題が発生しています。一人ひとりが人間と環境との関わりについて理解を深め、環境に配慮した行動をとることが求められ、そのための環境学習が必要となっています。

環境問題は、時代と共に変化し、その内容は多岐にわたるため、学習内容は適宜見直していく必要があります。また、全ての世代が環境問題を理解し、その解決のために自ら行動できるよう情報や学習の機会を提供することが重要です。

<目標等に対する評価>

- ・「環境学習講座・自然散策会の実施回数」及び「環境学習講座・自然散策会への参加者数」は、基準年度と比べていずれも大幅に減少しました。これらは、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、開催を中止したことが要因となっています。
- ・「環境関連講座等の実施回数」及び「環境関連講座等への参加者数」は、基準年度と比べて増加しています。



自然散策会



市制施行 30 周年記念特別展
(郷土博物館)

主な取組	令和３年度の取組状況
① 環境学習講座等の実施	(環境管理課) 自然散策会を開催しました。(１回目 32 名、２回目中止)
② 子どもを対象とした環境学習等に関する情報提供等	(環境管理課) 企業からの実験キットの提供を受け、環境学習を実施しました。また、椎の森でのフィールドワークによる環境学習を実施しました。
③ 公民館、図書館、郷土博物館等の社会教育施設を通じた環境教育活動の推進	(市民会館) 第３回女性セミナー『ごみ処理の流れを知ろう！袖ヶ浦クリーンセンター見学』参加者 22 名 (平川公民館) うぐいす学級「すぐに実践したい！ごみの減量化・資源化」11 名 (平岡公民館) ひらおか子ども教室「スタンプラリー＆エコ素材のおもちゃを作ろう」15 名 (郷土博物館) 市制施行 30 周年記念特別展「かつて見た袖ヶ浦の海ー海から見つめる袖ヶ浦の 100 年ー」関連事業(展示解説会・講演会) 83 人 夏休みジュニア学芸員体験「上池いきもの調査隊！」 16 人 友の会もっと知りたい講座「もっとしりたい！植物のあれこれ」 26 人 他
④ 学校における環境教育の推進	(学校教育課) 小学校において、緑のカーテンづくりを行いました。また、幽谷分校において、地域の方の協力を得て、ホタルを飼育し、小川に放流しました。
⑤ 農業や里山の保全を取り入れた環境教育の実施	(農林振興課) ○公民館、民間団体のイベント及び市政施行 30 周年記念イベントに協力し、農村公園にてイベントを実施しました。 ○田んぼの学校を開催しました。

目 標			
項目名	基準 (基準年度)	現状 (令和３年度)	目標 (目標年度)
環境学習講座・自然散策会の実施回数	6 回 (平成 30 年度)	1 回	同等の実施回数を確保します (令和 13 年度)
環境学習講座・自然散策会への参加者数	140 名 (平成 30 年度)	32 名	150 名 (令和 13 年度)
環境関連講座等の実施回数	7 回 (令和元年度)	10 回	同等の実施回数を確保します (令和 13 年度)
環境関連講座等への参加者数	95 名 (平成 30 年度)	173 名	105 名 (令和 13 年度)

（３）協働による環境保全活動の推進

今日の環境問題は、大気・水質環境、騒音、振動等の身近な問題から地球規模の問題まで、大きな広がりを持っており、かつ、それぞれの項目が複雑に絡み合っています。環境保全の取組もそれぞれが独立して行われるのではなく、各々が持つ人材や情報の交流、協働により、一層効果を発揮することが期待されます。

本市では、地域の環境美化を目的とした市内一斉清掃や臨海地区清掃等を実施するとともに、ボランティアによる椎の森自然環境保全緑地の整備、ホテルの生息環境を整備する市民団体への支援やＰＴＡ活動と自治会による資源回収活動等を更に推進していく必要があります。

＜目標等に対する評価＞

- ・「椎の森自然環境保全緑地のボランティア参加人数」は、基準年度の２７人と比べて２５人となり、２人減少しています。これは、新型コロナウイルス感染症の影響により、参加することができない方が多かったことが要因となります。
- ・「資源回収自治会事業実施団体数」は、基準年度の１１５団体と比べて１１３団体となり、２団体減少しています。



ナラ枯れの対策



市内一斉清掃

主な取組	令和３年度の取組状況
① ボランティアとの協働による里山の保全	(環境管理課) 自然環境保全緑地について、ボランティアを募集し、協働による下草刈、ナラ枯れの対策等の軽作業を月１～２回実施しました。
② 清掃活動の実施	(環境管理課) 市内一斉清掃 ２回／年（５/３０、１１/２１）実施しました。 参加者 １５,０００人 回収ごみ ５７.０ｔ
③ 花いっぱい運動の推進	(環境管理課) ボランティア団体に花の種子を配布しました。 ４団体 １回／年
④ 資源回収制度の推進	(廃棄物対策課) 市内 １１３自治会において実施しました。 回収実績 １,３８０ｔ

目 標			
項目名	基準 (基準年度)	現状 (令和３年度)	目標 (目標年度)
椎の森自然環境保全緑地のボランティア参加人数	２７人 (平成２６年度から平成３０年度までの平均人数)	２５人	参加人数の現状を維持します (令和１３年度)
資源回収自治会事業実施団体数	１１５団体 (平成３０年度)	１１３団体	１２０団体 (令和１３年度)

（４）市民等による環境保全活動への支援

環境保全の意欲は、それぞれが持つ問題意識や使命感、関心の深さや興味深さにより、自発的な意思によって意欲が湧いてきます。また、自発的な意思は、環境保全活動を始めるきっかけになります。

市の環境を守り育てるためには、豊かな感受性を持ち、解決に向けた力を身に付けた主体的に行動できる人材の育成が重要です。そのためには、環境学習等の一人ひとりが環境に対する意識を育む活動をより一層支援する必要があります。

＜目標等に対する評価＞

- ・「ごみ拾いボランティアの活動日数」は、基準年度の３５日と比べて２８日と、７日減少しています。これは、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、活動を中止したことが主な要因となります。
- ・主な取組として、「① 環境保全に係る市民活動への支援」では、環境保全を行っている市民団体に対し、刈払い機の消耗品や燃料費のほか、杭などの資材等を支援しました。



ゴミ拾いボランティア



公園の管理

主な取組	令和３年度の取組状況
① 環境保全に係る市民活動への支援	(環境管理課) 市民活動団体に対し、草刈り機、消耗品、燃料等を支援しました。
② 公園・緑地管理における自治会、ボランティア団体等の参加	(都市整備課・環境管理課) 一部の公園等では、維持管理の一部を地元自治会等に協力をいただいています。また、草花の植栽を行うなど、より美しい公園になるよう取り組んでいる団体もあります。

目 標			
項目名	基準 (基準年度)	現状 (令和３年度)	目標 (目標年度)
ごみ拾いボランティアの活動日数	３５日 (平成３０年度)	２８日	４５日 (令和１３年度)

6 環境保全のための分野横断的な施策

(1) 持続可能な社会を築くネットワークづくり

市の環境を守り育てるためには、豊かな感受性を持ち、解決に向けた力を身に付け、主体的に行動できる人材の育成が重要です。

そのためには、活動したい人や団体と活動とを結びつける情報ネットワークを活用し、環境に関する多様な人材を把握する必要があります。

<目標等に対する評価>

- ・「情報ネットワークの活用団体（環境分野）」は、基準年度と比べて横ばいとなっています。
- ・主な取組として、「② 環境に関する多様な人材の把握」では、情報ネットワーク等の様々な媒体を用いて調査を行い、人材の把握に努め、新たに一般財団法人省エネルギーセンターと連携することにつながりました。

主な取組	令和3年度の実施状況
① 活動したい人と活動とを結びつける情報ネットワークの活用	(市民協働推進課) 市民活動情報サイト及びその登録について周知を図るとともに、情報の発信、閲覧の促進に努めました。
② 環境に関する多様な人材の把握	(環境管理課) 情報ネットワーク等を活用し、環境学習講座の講師の依頼を行いました。(令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、中止しました。)

目 標			
項目名	基準 (基準年度)	現状 (令和3年度)	目標 (目標年度)
情報ネットワークの活用 団体（環境分野）	5 団体 (平成30年度)	5 団体	10 団体 (令和13年度)

（２）災害時等における環境問題への対応

地震、風水害等の災害の発生は、様々な被害をもたらします。例えば、化学工場等で火災が発生すれば、有害物質が拡散してしまう可能性もあります。ごみの収集も停止するため、大量の災害廃棄物が発生し、大気や水質等への汚染の可能性も高まります。下水道が機能しなくなれば、トイレなどの糞尿問題も深刻化し、疫病・伝染病が流行する可能性もあります。

災害は、いつ発生するか分かりません。インフラが破壊されると生活基盤が崩れ、環境が汚染され、健康や生命に影響を与えることになります。また、災害の発生時には、様々な種類の廃棄物が一度に大量に発生することから、早期の復旧・復興のため、災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理する必要があります。

これらの様々な環境問題に対処するため、災害の発生時を想定した「袖ヶ浦市災害廃棄物処理計画」を策定し、適切に運用する必要があります。事前の防災体制を考える段階から環境問題への意識を高め、環境問題への対策を整えておくことが重要です。

<目標等に対する評価>

- ・「災害廃棄物処理計画の策定」は、令和３年３月に計画を策定しました。
- ・「災害に強いまちづくりができていると感じる市民の割合」は、基準年度の３１．１％と比べて２９．７％となり、１．４ポイント低下しました。今後においても、総合防災訓練や啓発活動等を通じて、市民の防災意識の向上に努めます。

主な取組	令和３年度の取組状況
① 災害廃棄物処理計画の策定	(廃棄物対策課) 昨年度袖ヶ浦市災害廃棄物処理計画を策定したことから、仮置場の選定を行い、新たに１箇所追加しました。
② 災害廃棄物処理計画の適切な運用	(廃棄物対策課) 計画の策定に伴い、ホームページにより周知を行いました。

目 標			
項目名	基準 (基準年度)	現状 (令和３年度)	目標 (目標年度)
災害廃棄物処理計画の策定	策定なし (令和元年度)	令和３年３月策定	令和２年度に策定します
災害に強いまちづくりができていると感じる市民の割合	３１．１％ (令和元年度)	２９．７％	６０％

第5 評価及び公表

令和3年度は、第2次袖ヶ浦市環境基本計画における2年目の年次報告となります。令和3年度における本市の環境施策の推進状況は、全体的として計画に沿って実行されています。ただし、新型コロナウイルス感染症の拡大防止から活動が中止となったものが多く、その要因を除いた環境指標については、概ね達成されています。

しかしながら、目標を達成できていない項目として、光化学スモッグの原因である光化学オキシダントや一部の海域や河川については、依然として環境基準を達成していません。市民意識調査においても、「地域の空気がきれいだと感じる市民の割合」や「地域の水がきれいだと感じる市民の割合」が、昨年を引き続き、いずれも基準年度と比べて低下していることにも現れているといえます。

また、生物多様性の劣化も懸念されています。人間の手で持ち込まれた外来生物の影響等により、自然環境が変化しており、「千葉県レッドデータブック」によると、動物、植物ともに絶滅のおそれのある野生生物の種類は増加しています。市民意識調査では、「生物多様性の意味を知っている市民の割合」は、基準年度と比べて低下しており、今後も環境学習講座等の機会を捉え、更なる生物多様性の普及啓発に努めてまいります。

一方で、市の施設からの温室効果ガスの排出量は、ここ数年減少傾向にあるものの、市民意識調査では、「気候変動による影響への適応について知っている市民の割合」が基準年度と比べて低下していることから、千葉県環境研究センターをはじめとした行政機関とも連携し、啓発活動に努めてまいります。

また、「1人1日当たりのごみ総排出量」は、基準年度（平成30年度）の930グラムと比べて915グラムとなり、減少しています。これは、広報誌等において積極的に啓発を行ったほか、雑がみの回収等にも取り組んだことが減少につながっているといえます。今後も、更なる目標の達成に向けて、令和2年3月に策定した「袖ヶ浦市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、廃棄物の発生抑制や資源の適切な循環的利用の啓発等を行うほか、食品ロスやプラスチックごみの新たな課題に対応するため、啓発等を行ってまいります。

今後も市民、事業者、市の全ての主体が、それぞれの役割を自覚し、連携しながら行動していくことが重要となります。

なお、本報告書は、環境基本計画に基づき実施された施策の状況等について、点検・評価し、その結果を公表することにより、市民及び事業者と情報を共有するとともに、次年度以降の取り組みや、計画の見直し検討につなげるものとし、公表については、市ホームページへの掲載とします。

用語解説

【あ行】

- 一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物をいいます。

- インフラ

インフラストラクチャー (infrastructure) の略称で「下支えするもの」や「下部構造」を指す観念的な用語です。日本語では社会基盤、基盤施設、経済基盤と訳されています。

- エコドライブ

燃費を向上させるために運転者が行う取組や、そうした取組のもとに行う運転のことで、環境省からは「エコドライブ10のすすめ」が発表されています。

- SDGs (持続可能な開発目標)

持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals) の略称で、平成27年(2015年)9月に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された平成28年(2016年)から令和12年(2030年)までの国連目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットから構成され「誰一人取り残さない」ことを宣言しています。

- エネファーム

燃料電池を利用したシステムのことです。「水素」と空気中の「酸素」を化学反応させて電気を起こします。ガスから電気とお湯を同時に作ることで省エネルギーに大きく貢献することができます。

- NPO

非営利目的での社会貢献活動や慈善活動を行う市民団体のことです。

- LED照明

発光ダイオード(LED:電圧を加えた際に発光する半導体素子)を使用した照明器具のことで、LEDを使用しているため、低消費電力で長寿命といった特徴を持ちます。

- 屋外広告物条例

屋外広告物及び屋外広告業について必要な規制を行い、良好な景観の形成と風致を維持するとともに、公衆に対する危害を防止することを目的とする条例です。

- 温室効果ガス

大気圏にあって、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより、温室効果をもたらす気体の総称で、代表的な物質として、オゾン、二酸化炭素、メタンなどがあります。地球温暖化の主な原因とされています。

【か行】

- 化石燃料

石油、石炭、天然ガスなどのことです。微生物の死骸や枯れた植物等が何億年という時間をかけて化石となり、やがて石油や石炭になったと考えられているため、このように呼ばれています。

- 合併処理浄化槽

トイレの汚水や、台所、お風呂等の生活雑排水を一緒に処理する浄化槽のこと

です。トイレの汚水だけを処理する単独処理浄化槽より環境への負荷が低減されます。

●カーボンニュートラル

植物や、植物を原料とするバイオエタノールなどを燃やして発生する二酸化炭素は、植物が成長過程に吸収した二酸化炭素と同量であり、温室効果ガスを増やすことにはならないという考え方です。

●環境基準

人の健康の保護及び生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準として、終局的に、大気、水、土壌、騒音をどの程度に保つことを目標として施策を実施していくのかという目標を定めたものです。

●環境教育

環境や環境問題に対する興味・関心を高め、必要な知識・技術・態度を獲得させるために行われる教育活動のことです。

●気候変動に関する政府間パネル（I P C C）

I P C C（Intergovernmental Panel on Climate Change）は、昭和63年（1988年）に世界気象機関と国連環境計画という組織によって設立されました。世界中の研究者の研究やデータから気候変動の状況を評価する報告書を作り、気候変動自体や政策判断をするための科学的な根拠を提供しています。

●京都議定書

京都議定書は、平成9年（1997年）12月に京都市の国立京都国際会館で開かれた国連気候変動枠組条約第3回締約国会議（地球温暖化防止京都会議、C O P 3）において、同月11日に採択された気候変動枠組条約に関する議定書です。

●原子力発電

ウランを核分裂させて熱エネルギーを得て、水を沸かし蒸気の力で蒸気タービンを回転させて電気を起こす発電方法です。

●光化学オキシダント

自動車や工場からの排気ガスなどに含まれる窒素酸化物と、塗料や接着剤等に含まれている揮発性有機化合物が、太陽からの紫外線を受けて化学反応を起こし発生する化学物質の総称です。初夏に高濃度になりやすく、高濃度になると目の痛みや、のどの痛みなどを感じる場合があります。

●光化学スモッグ

光化学オキシダントの濃度上昇によって、大気中にもや（スモッグ）がかかる現象のことです。スモッグ（smog）とは、煙（smoke）と霧（fog）が語源であり、大気汚染により視界が狭くなることをいいます。

●耕作放棄地

農林水産省では、「以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付け（栽培）せず、この数年の間に再び作付け（栽培）する考えのない土地」と定義付けています。

●国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（C O P 21）

C O Pとは、国連気候変動枠組条約締約国会議（Conference of Parties）の略称であり、地球温暖化対策に世界全体で取り組んでいくための国際的な議論の場を指します。平成27年（2015年）に21回目の会議がパリ（フランス）

で開催されたため、この会議をCOP21又はパリ会議と呼びます。

●国連持続可能な開発サミット

ミレニアム開発目標(MDGs)が平成27年(2015年)で終了することを受け、国連が向こう15年間(令和12年(2030年)まで)の新たな持続可能な開発の指針を策定したものです。単に2030アジェンダとも言われます。「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals:SDGs)を中核としています。

【さ行】

●再生可能エネルギー

太陽光や風力、地熱といった地球資源の一部等、自然界に常に存在するエネルギーのことです。太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱、その他の自然界に存在する熱、バイオマス(動植物に由来する有機物)が再生可能エネルギーと呼ばれています。

●里山

大自然と都市との間に位置し、集落や人里に接した緑豊かな、人と自然が共存する森です。

●産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、法令で定められた20種類の廃棄物を指します。

●指定管理者

地方公共団体が、公の施設の管理を行わせるために、期間を定めて指定する団体のことです。

●3R活動

3R活動とは、ゴミの少ない社会を目指して行われる、リサイクルのための活動です。

- ・リデュースとは、ゴミの量を減らすことです。
- ・リユースとは、ものを再利用することです。
- ・リサイクルとは、ゴミを資源として新しい製品を生み出すことです。

●3010(さんまるいちまる)運動

長野県松本市で考案され、全国的に広まりを見せている食品ロス削減運動です。「飲食店等での会食や宴会時に、はじめの30分と終わりの10分は自分の席で食事をし、食べ残しを減らそう」という運動のことです。

●G20大阪サミット

正式名称は、第14回金融・世界経済に関する首脳会合、先進国と主要な新興国等の首脳が、世界経済等の幅広いテーマで意見を交わす会議のことです。

●省エネルギー

エネルギーを効率よく使うことにより、エネルギーの使用量を減らすことです。温室効果ガスの排出削減だけでなく、光熱費の削減につながります。

●食品ロス

食品ロスとは、まだ食べられるのに廃棄される食品のことです。日本では、平成28年度(2016年度)に年間2,759万トンの食品廃棄物等が出されています。このうち、まだ食べられるのに廃棄される食品、いわゆる「食品ロス」は643万トンとなっています。

●自家焼却・野焼き

自宅の庭先や畑地等における廃棄物等を焼却処分することです。廃棄物を焼却することは、一部例外を除き、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で禁止されています。

●循環型社会

環境への負荷を減らすため、自然界から採取する資源をできるだけ少なくし、それを有効に使うことによって、廃棄されるものを最小限に抑える社会のことです。

●循環型社会形成推進基本計画

日本における循環型社会の形成を推進する基本的な枠組みとなる計画です。基本法が整備されたことにより、廃棄物・リサイクル政策の基盤が確立されました。

●水源涵養機能

森林の土壌が、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化（一定にすること）して洪水を緩和するとともに、河川の流量を安定させる機能のことです。

●生物多様性

様々な生態系が存在し、生物の種間及び種内に様々な違いが存在することです。

●生物多様性戦略

生物多様性基本法に基づき地方公共団体が策定する生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画です。

【た行】

●ダイオキシン類

ダイオキシン類は、ものの焼却の過程等で副次的に生成する物質です。そのため、環境中には広く存在していますが、その量はごくわずかです。過去に生産されていた農薬の不純物としても存在し、拡散されました。ダイオキシン類は、分解されにくい性質を持ち、田畑や湖沼、海の底泥等に蓄積しています。

●地域コミュニティ

地域をより良くするために活動する住民同士のつながりや集まりのことをいいます。自治会（町内会）、老人会や婦人会、子ども会、地域づくり団体等、様々な団体が活動を行っています。

●地球温暖化

地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象です。温室効果ガスなどの人為的要因や、太陽エネルギーの変化等の環境的要因によるものであるといわれています。

●低燃費車

少ない燃料でより多くの距離を走る燃費の良い自動車のことです。

【な行】

●ネットワーク

一般的に「人やモノを網状につなげたもの」を指します。情報システム（I S : Information Systems）の世界では「コンピューターを相互接続したもの」を意味します。

●農業用廃プラスチック

農業分野から排出される廃プラスチックには、農業用ハウスやトンネルの被覆

資材、マルチ、苗や花のポット、牧草等のサイレージラップなどがあり、農業分野、特に施設園芸にとってプラスチックは必要不可欠な生産資材となっています。

【は行】

●パリ協定

国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）を参照してください。

●バイオマス

動植物から生まれた、再利用可能な有機性の資源のことです。主に木材、海草、生ゴミ、紙、動物の死骸・ふん尿、プランクトンなどを指します。

●東日本大震災

平成23年（2011年）3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による地震災害及びこれに伴う福島第一原子力発電所事故による災害です。

●ヒートアイランド現象

ヒートアイランド（heat island）現象とは、都市の気温が周囲よりも高くなる現象のことです。気温の分布図を描くと、高温域が都市を中心に島のような形状に分布することから、このように呼ばれるようになりました。

●ビオトープ

本来は自然環境そのものがビオトープとなりますが、生き物が住みにくい都市部等で、人間によって造り出された自然環境を特にビオトープというようになっています。

●PM2.5

大気中に浮遊している $2.5\mu\text{m}$ （ μm ：マイクロメートル、 $1\mu\text{m}$ は1mmの千分の1）以下の小さな粒子のことです。PM2.5は非常に小さく、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系への影響に加え、循環器系への影響が心配されています。

●プラスチックごみ

プラスチックごみの多くは、包装・容器類として使われたものです。これらのプラスチックごみを不燃物として収集する自治体もありますが、分別せずに焼却しているところも多く、焼却による環境汚染が懸念されています。

●HEMS

「Home Energy Management System（ホーム エネルギー マネジメント システム）」の略です。家庭で使うエネルギーを節約するための管理システムで、家電や電気設備とつないで、電気やガスなどの使用量をモニター画面等で「見える化」したり、家電機器を「自動制御」したりします。

●ベンゼン

ベンゼンは、原油に含まれており、ガソリンの成分の1つです。大気におけるベンゼンの主な発生源は、自動車の排気ガスと考えられており、大気環境基準（ $0.003\text{mg}/\text{m}^3$ 以下）が設定されています。

【ま行】

●マイクロプラスチック

環境中に存在する微小なプラスチック粒子は、マイクロプラスチックと呼ばれ、深刻な環境問題の一つとなっています。一般に5ミリメートル以下の大きさのものをマイクロプラスチックと呼んでいます。

【や行】

●有害鳥獣

人畜や農作物等に被害を与える鳥獣のことで、シカ、イノシシ、カラスなどが市街地や農地に入り込み、人の生活に何らかの被害を及ぼした場合に有害鳥獣といます。

●有害化学物質

人の健康又は動植物の生息・生育に被害を生ずるおそれのある物質として、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法等で指定されたものをいいます。

●遊休農地・荒廃農地

農林水産省では、遊休農地を「耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地」、荒廃農地を「現に耕作されておらず、耕作を放棄したことにより荒廃し、客観的に見て通常の農作業では作物の栽培が不可能となっている農地」としています。

●揚水施設

地下水を汲み上げる井戸のことです。千葉県では、地下水採取規制の指定区域内において、吐出口の断面積が6平方センチメートルを超える揚水機（ポンプ）を用いて新たに汲み上げようとする場合には、知事の許可が必要となります。

●要請限度

騒音規制法においては、市町村長は指定地域内における自動車騒音を低減するために、測定に基づき、道路管理者等に対して対策を講じるよう要請することができます。この判断の基準となる値を要請限度と呼びます。

【ら行】

●レッドデータブック

絶滅のおそれのある野生生物に関する保全状況や分布、生態、影響を与えている要因等の情報を記載した図書で、昭和41年（1966年）にIUCN（国際自然保護連合）が中心となって作成されたものに始まり、現在は各国や団体等によってもこれに準じるものが多数作成されています。